

5 水管 第 2568 号
令和 5 年 12 月 28 日

都道府県知事 殿

水産庁長官

「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の
一部改正について

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 1 0
月 3 0 日付け 2 水管第 1 4 9 1 号水産庁長官通知）について、今般、別紙のとおり一部を
改正したので、御了知いただくとともに、貴管轄下大臣許可漁業者等へ御周知願いたい。

＜本通知の構成＞

(通知本体) 大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

(別記第 1) 漁業法第 18 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準

(別記第 2) 漁獲割当管理原簿の様式の例 (法第 20 条関係)

(別記第 3) 漁業法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

(別記第 4) 資源管理措置の履行確認

(別記第 5) 資源管理協定の例 (特定水産資源)

(別記第 6) 資源管理協定の例 (特定水産資源以外の水産資源)

(別記様式第 1 号) から (別記様式第 25 号) まで

大臣管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用 (法第 17 条から第 29 条まで関係) の様式

(別記様式第 26 号) から (別記様式第 29 号) まで

大臣管理区分における漁獲量等の報告の運用 (法第 26 条及び第 30 条関係) の様式

(別記様式第 30 号) から (別記様式第 49 号) まで

協定の認定、協定への参加のあっせん等 (法第 124 条から第 127 条まで関係) の様式

(別紙)

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

第1 大臣管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用（法第17条から第29条まで関係）

1 漁獲割当割合の設定

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により当該漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下1において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、船舶等ごとに、別記様式第1号の漁獲割当割合設定申請書により、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）において定められた期限までに設定の申請をするものとする。

また、その際に下記2の年次漁獲割当量の設定について、漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により電子メールによる通知の希望の有無を明らかにするとともに、希望する場合の連絡先を記載させるようにするものとする。

- (2) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、
 - ア 当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったときは、別記様式第2号の漁獲割当割合設定通知書により、
 - イ 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、別記様式第3号の漁獲割当割合設定（一部）通知書により、当該漁獲割当割合の設定を受けた者（以下「漁獲割当割合設定者」という。）に対して、それぞれ、当該漁獲割当割合の設定を通知する。なお、法第17条第4項の規定により漁獲割当割合の設定を同項の有資格者に限定した場合にあっては、当該漁獲割当割合の設定は当該有資格者に限定されることとなる。
- (3) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第17条第3項又は第4項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、遅滞なく別記様式第4号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。
- (4) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第18条第1項及び別記第1の漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準（以下「別記第1の判断基準」という。）の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、同条第2項の規定によりあらかじめ別記様式第5号の漁獲割当割合設定を行わないことに関する意見聴取通知書により当該申請者に対して設定を行わない理由を通知し、同項の規定により公開による意見の聴取を行う。意見の聴取をした結果、設定を行わないこととしたときは、遅滞なく別記様式第6号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。なお、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったとき、又は当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、(2)の例により漁獲割当割合設定者に対して通知する。

2 年次漁獲割当量の設定

法第 19 条第 1 項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、資源管理基本方針に定める日までに別記様式第 7－1 号の年次漁獲割当量設定通知書により当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下「年次漁獲割当量設定者」という。）に対して当該年次漁獲割当量を通知する。

また、当該年次漁獲割当量を設定した後に、大臣管理漁獲可能量の変更により当該大臣漁獲可能量が増加した場合には、当該変更と同日付けで法第 19 条第 1 項の規定により、年次漁獲割当量の追加設定を行い、別記様式第 7－2 号の年次漁獲割当量設定通知書（追加設定）により、年次漁獲割当量設定者に対して当該追加設定した数量を通知する。

なお、追加で設定する年次漁獲割当量は、変更後の大臣管理漁獲可能量と変更前の大臣管理漁獲可能量の差分に、大臣管理漁獲可能量の変更時点において当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた漁獲割当割合を乗じて得た数量とする。

3 漁獲割当割合の移転

(1) 法第 21 条第 1 項の規定により漁獲割当割合の移転を受けようとする者（以下 3 において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第 8 号の漁獲割当割合移転認可申請書により、移転の認可の申請をするものとする。この場合において、当該申請は、規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、漁獲割当割合の移転をしようとする者と共同して（(2) 及び(3) において「共同申請者」と総称する。）行う必要があることに留意されたい。

(2) 農林水産大臣は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第 9 号の漁獲割当割合移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。

(3) 農林水産大臣は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、

ア 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合の移転については認可し、その他の部分については法第 21 条第 1 項の規定により認可しなかったとき（当該申請者が複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の間で漁獲割当割合の移転をする場合に限る。）は、遅滞なく別記様式第 10 号の漁獲割当割合移転認可（一部）通知書により、

イ 法第 21 条第 1 項又は第 2 項及び別記第 1 の判断基準の規定により漁獲割当割合の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第 11 号の漁獲割当割合移転不認可通知書により、

それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

4 年次漁獲割当量の移転

(1) 法第 22 条第 1 項の規定により年次漁獲割当量の移転を受けようとする者（以下 4 において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第 12 号の年次漁獲割当量移転認可申請書により、移転の認可の申請をするものとする。この場合において、当該申請は、規則第 13 条において準用する規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、年次漁獲割当量の移転をしよう

とする者と共同して（(2)及び(3)において両者を「共同申請者」と総称する。）行う必要があることに留意されたい。

- (2) (1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの年次漁獲割当量の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第13号の年次漁獲割当量移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。

- (3) (1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、

ア 当該申請において求められた年次漁獲割当量のうち、一部の年次漁獲割当量の移転については認可し、その他の部分については法第22条第1項又は第2項第2号の規定により認可しなかったときは、遅滞なく別記様式第14号の年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書により、

イ 法第22条第1項又は第2項及び別記第1の判断基準の規定により年次漁獲割当量の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第15号の年次漁獲割当量移転不認可通知書により、

それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

5 漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の承継

- (1) 漁獲割当割合の承継

法第21条第3項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、農林水産大臣に対して、同項第4項の規定により承継の日から2か月以内に別記様式第16号の漁獲割当割合承継届出書により、届け出るものとする。

- (2) 年次漁獲割当量の承継

法第22条第3項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者は、農林水産大臣に対して、同項第4項の規定により承継の日から2か月以内に別記様式第17号の年次漁獲割当量承継届出書により、届け出るものとする。

6 適格性の喪失等による取消し

- (1) 法第23条第1項又は第2項及び別記第1の判断基準の規定により漁獲割当割合設定者が設定を受けた漁獲割当割合を取り消す処分（又は年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を取り消す処分）をするときは、あらかじめ別記様式第18号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して処分理由を通知し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行う。この場合において、法第23条第3項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

- (2) 当該聴聞の結果、

ア 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行ったときは、遅滞なく別記様式第19号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失処分通知書により、

イ 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行わなかったときは、別記様式第20号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞の結果の通知書により、

それぞれ、当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して通知す

る。

7 年次漁獲割当量の控除

- (1) 法第 28 条の規定により年次漁獲割当量を控除する処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第 21-1 号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書により当該年次漁獲割当量設定者に対して処分理由を通知し、行政手続法の規定により聴聞を行う。
- (2) 当該聴聞の結果、
 - ア 年次漁獲割当量を控除する処分を行ったときは、規則第 17 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 21-2 号の年次漁獲割当量控除通知書により、
 - イ 年次漁獲割当量を控除する処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第 21-3 号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書より、それぞれ、当該年次漁獲割当量設定者に対してその内容を通知する。

8 漁獲割当割合の削減

- (1) 法第 29 条第 1 項の規定により漁獲割当割合を減ずる処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第 22 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者に対して処分理由を通知し、同条第 2 項及び行政手続法の規定により聴聞を行う。この場合において、法第 29 条第 3 項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- (2) 当該聴聞の結果、
 - ア 漁獲割当割合を減ずる処分を行ったときは、規則第 18 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 23 号の漁獲割当割合削減処分通知書により、
 - イ 漁獲割当割合を減ずる処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第 24 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞の結果の通知書より、それぞれ、当該漁獲割当割合設定者に対してその内容を通知する。

9 漁獲割当管理原簿

- (1) 法第 20 条第 1 項の規定により大臣管理区分に係る漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の設定、移転又は取消しをしたときは、これを漁獲割当管理原簿に記録し、同条第 2 項の規定によりこれを公表するものとする。また、漁獲割当管理原簿は、同条第 4 項の規定により電磁的記録で作成するものとする。
- (2) 漁獲割当管理原簿の様式については、別記第 2 のとおりとする。

10 申請手数料

法第 17 条第 1 項の規定による漁獲割当割合の設定の申請、法第 21 条第 1 項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請及び法第 22 条第 1 項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に係る手数料は、船舶等 1 隻につき 3,300 円とする（漁業手数料規則（昭和 25 年農林省令第 20 号）第 1 条第 1 号）。

11 住所、氏名又は名称等の変更の届出

- (1) 漁獲割当管理原簿に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の氏名又は名称、許可番号、漁船登録番号及び船舶の名称に変更が生じた場合、当該漁獲割当割合設定者は、別記様式第 25 号の変更届出書により、農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。

- (2) 漁獲割当割合設定通知書若しくは年次漁獲割当量設定通知書、漁獲割当割合設定（一部）通知書、漁獲割当割合移転認可通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可通知書、又は漁獲割当割合移転認可（一部）通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の住所、使用する船舶の総トン数に変更が生じた場合、当該者は、別記様式第 25 号の届出書により農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。
- (3) (1)による届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を、遅滞なく 9 の漁獲割当管理原簿に反映する。

第 2 大臣管理区分における漁獲量等の報告等の運用（法第 26 条及び第 30 条関係）

1 漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告（法第 26 条関係）

- (1) 漁獲割当管理区分において特定水産資源の採捕をした年次漁獲割当量設定者は、農林水産大臣に対して、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から 3 日以内（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、漁獲量に加えて、次の①から⑦までに掲げる事項を、報告するものとする。
- ① 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② 採捕した特定水産資源
 - ③ 漁獲割当管理区分
 - ④ 設定を受けた年次漁獲割当量（年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量のことをいい、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量のことをいう。）
 - ⑤ 特定水産資源ごとの漁獲量
 - ⑥ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の場合にあっては、いけすに入れた日）
 - ⑦ 漁獲割当割合設定通知書の番号（漁獲割当割合設定者が同一の特定水産資源について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）
- (2) 法第 26 条第 1 項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、別記様式第 26 号の書面により行うことができる。
- (3) (2)の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項の一般信書便事業者若しくは同条第 9 項の特定信書便事業者による同条第 2 項の信書便で提出した場合においては、特定水産資源を陸揚げした日から農林水産大臣に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

2 非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る漁獲量等の報告（法第

30 条関係)

(1) 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）において特定水産資源の採捕をした者は、農林水産大臣に対して、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までの間（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、当該特定水産資源の漁獲量に加えて、次の①から⑤までに掲げる事項を、報告するものとする。

- ① 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 管理区分
- ③ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の場合にあっては、いけすに入れた日）
- ④ 許可（法第 36 条第 1 項の許可をいう。以下同じ。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
- ⑤ 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号

(2) 1 の(2)及び(3)の規定は、法第 30 条第 1 項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告について準用する。この場合において、1 の(2)中「別記様式第 26 号」とあるのは、「別記様式第 27 号」と読み替えるものとする。

3 漁獲努力量管理区分に係る漁獲量等の報告（法第 30 条関係）

(1) 漁獲努力量管理区分において当該漁獲努力量に係る漁ろうをした者は、農林水産大臣に対して、特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までの間（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、当該特定水産資源に係る漁獲努力量に加えて、次の①から⑥までに掲げる事項を、報告するものとする。

- ① 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 管理区分
- ③ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日
- ④ 許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
- ⑤ 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号
- ⑥ 当該特定水産資源の漁獲量

(2) 1 の(2)及び(3)の規定は、法第 30 条第 1 項の規定による漁獲努力量管理区分に係る報告について準用する。この場合において、1 の(2)中「別記様式第 26 号」とあるのは、「別記様式第 28 号」と読み替えるものとする。

4 代理人による報告

- (1) 法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の報告を始め法の規定に基づき漁業者が行う報告は、漁業協同組合等を代理人として報告することができる。この場合においても、当該報告の義務はそれぞれの法の規定において定められた者に課されることは変わるものではないことに留意されたい。
- (2) 代理人を用いて法の規定に基づく報告をしようとする者は、農林水産大臣に対して、あらかじめ、別記様式第 29 号により、当該代理人の権限を証する書面の提出をするものとする。

5 報告の基礎となった記録の保存及び管理

法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の報告を始め法の規定に基づき漁業者が行う報告を行ったときは、当該報告の義務を課されている者において、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすることとされたい。

第 3 大臣管理区分等における助言、指導又は勧告の運用（法第 32 条関係）

法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が行う、助言、指導又は勧告については、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、別記第 3 の漁業法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針により運用する。

第 4 協定の認定、協定への参加のあっせん等（法第 124 条から第 127 条まで関係）

1 水産資源の保存及び管理における協定の位置付け

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。

このため、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、漁業者は、法第 124 条の規定に基づき、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定（以下単に「協定」という。）を締結するとともに、農林水産大臣は、当該協定が適当である旨の認定をすることができること（以下法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定を「認定協定」という。）とされた。

また、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的であり、実効性のあるものにするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組についての検証を行うものとされている。

2 協定の記載事項（法第 124 条第 2 項関係）

協定の記載事項は、法第 124 条第 2 項及び規則第 36 条の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 「協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類」（法第 124 条第 2 項第 1 号）

ア 同号の「水域」とは、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。

イ 同号の「水産資源の種類」とは、協定の対象となる水産資源について、資源評価が行われている場合にはその資源評価の単位とし、資源評価が行われていない場合には水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。複数の種類の水産資源が採捕される漁業の種類にあっては、当該漁業の種類において主に採捕されるものとする。この場合の主なものとは、当該漁業の種類において採捕することを目的としている水産資源、当該漁業の種類において採捕の太宗を占める水産資源等とする。

ウ 同号の「漁業の種類」とは、協定の対象となる水産資源を採捕する漁業の種類のことをいう。

(2) 「協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法」 (法第 124 条第 2 項第 2 号)

同号の「水産資源の保存及び管理の方法」においては、協定が、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、当該協定を実効性あるものにするため、当該協定の目的、当該協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標、資源管理の目標の達成のための具体的な取組及び当該取組の履行確認に関する事項並びに当該取組の効果の検証及びその検証に必要な漁業関連情報の報告を内容とすることとする。

ア 「協定の目的」には、当該協定を締結する目的を記載することとする。

イ 「協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標」には、水産資源の保存及び管理を効果的に行うためには、資源評価や利用可能な最善の科学情報に基づき、資源管理の目標を設定することが適切であることから、資源評価が行われた水産資源については国が定める資源管理基本方針で定められた法第 11 条第 2 項第 2 号の「資源管理の目標」を、特定水産資源以外の水産資源については農林水産大臣が定める資源管理基本方針で定められた「資源管理方針」に即したものとする。なお、必要に応じ、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、追加的に目標を定めることは可能とする。

ウ 「資源管理の目標の達成のための具体的な取組」には、イで定める目標を達成するために行う資源管理の具体的な取組の内容と記載するものとする。なお、1 のとおり、協定は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、数量管理やそれを補完する取組の内容を記載することが望ましい。

エ 「取組の履行確認に関する事項」には、協定の内容は全て確実に履行するべきものであるとの前提の下、国に設置された資源管理協議会（地域に設けられた資源管理協議会を含む。）を始めとする漁業や漁業経営に関する知見を有する者、水産資源に関する科学的知見を有する者等が参加した場（以下「資源管理協議会等」という。）を活用し、参加者以外の者の視点から、客観的に履行確認を行うことが望ましい。このため、参加者が当該協定の内容を履行したと客観的に確認を行う措置及びその確認方法を規定することとする。資源管理措置の履行確認に

については、別記第4を参考にされたい。

オ 「取組の効果の検証」とは、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質に鑑み、公的規制に加えて、協定に基づく資源管理の取組についても検証を行うことを通じて、より適切な資源管理を実施するため、原則当該協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、検証を行うこととする。また、資源管理基本方針に当該協定の対象としている水産資源に関する資源評価の結果、資源評価の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった年度末から1年以内に検証を行うこととする。

また、検証についても、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点から、客観的に検証を行うことが望ましい。このため、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国に設置された資源管理協議会等において、検証を行うようにすることとする。

カ 「漁業関連情報の報告」とは、オの取組の効果の検証は、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価等に基づき行われるものであり、水産資源の漁獲量、漁獲努力量等の漁業関連情報は必須であることから、当該協定の対象となる水産資源に関して、法の規定に基づく漁業関連情報の報告を農林水産大臣にしていな

い参加者は、当該協定において漁業関連情報の報告を行うこととする。

(3) 「協定の有効期間」（法第124条第2項第3号）

同号の「協定の有効期間」は、原則5年とする。ただし、農林水産大臣は、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認める協定については、その有効期間を5年以内かつ1年を下らない期間とすることができることとする。

(4) 「協定に違反した場合の措置」（法第124条第2項第4号）

同号の「協定に違反した場合の措置」とは、協定の内容に違反した参加者に対して当該違反の内容を参加者間で協議の上で講じるものであって、3(1)に定める協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に合致するものとする。

(5) 「その他農林水産省令で定める事項」（法第124条第2項第5号）

(1)から(4)までの記載事項のほか、規則第36条第1号から第3号までに掲げる次のアからウまでの記載事項については、必要的記載事項とする。また、次のエに定める事項については、任意的記載事項とする。

ア 「協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項」（規則第36条第1号）

イ 「協定を変更し、又は廃止する場合の手続」（規則第36条第2号）

ウ 「法第126条第1項の規定によりあっせんをすべきことを求める場合の手続」（規則第36条第3号）

エ 協定の円滑な実施を図るための管理委員会、地区別委員会等（以下「協定管理委員会等」という。）に関する事項

(6) その他

資源管理の協定の例については、特定水産資源に関するものにあつては別記第5、

特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)にあっては別記第 6 のとおりとする。

3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止（法第 124 条及び第 125 条関係）

(1) 協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準（法第 125 条第 1 項関係）

法第 124 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定申請をした協定について農林水産大臣が当該協定が適当である旨の認定をする場合、令第 10 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定協定の変更の認定申請をした協定について農林水産大臣が当該変更の内容が適当である旨の認定をする場合及び同条第 4 項の規定に基づき農林水産大臣が認定協定の認定を取り消す場合に該当するかの判断に当たっては、法第 125 条第 1 項（令第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）、令第 10 条第 4 項及び規則第 37 条の定めによるほか、法第 125 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び規則第 37 条については次のアからカまでによるものとする。

ア 法第 125 条第 1 項第 1 号の「資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること」とは、協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向けて効果的なもの又は都道府県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであることをいう。

イ 法第 125 条第 1 項第 2 号の「不当に差別的でないこと」とは、協定が当該協定に参加している特定の者に実質的に不利な内容である場合、協定が特定の者にとって実質的に不利な内容であるためにこれらの者が当該協定に参加できない場合等をいう。

ウ 法第 125 条第 1 項第 3 号の「この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと」とは、法第 124 条第 2 項各号及び規則第 36 条各号に掲げる事項が記載されていることに加え、法、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等の法律、政令、省令又は都道府県の規則を問わず、関係する法令の全てに違反するものでないことをいう。

エ 法第 125 条第 1 項第 4 号の「特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること」とは、国においては、大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものとして、当該協定の参加者自らが、当該協定の実施状況を定期的に評価・検証し、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向けて改善していくこととともに、その結果を農林水産大臣に報告する内容が含まれているものであることをいう。

また、「大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なもの」とは、例えば、公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置等の漁獲量の積み上がりを抑制するもの、管理区分の細分化や季節ごとの管理等数量

管理に直接的に効果的なもの、実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁等の間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの等がこれに該当する。

オ 法第 125 条第 1 項第 5 号の「特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること」とは、少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告といった措置が定められていることとする。

また、「水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置」とは、例えば、急激に漁獲が進んだ場合の数量管理の措置等の実質的に漁獲量の削減に資するもの、操業日数や操業回数が実質的に減る措置等の実質的に漁獲努力量の削減に資するもの、科学的に資源回復に寄与することが期待される措置等の資源回復に寄与するもの等がこれに該当する。

カ 規則第 37 条の「法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと」とは、協定に違反した場合の措置（法第 124 条第 2 項第 4 号）並びに協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項、協定を変更し、又は廃止する場合の手續及び法第 126 条第 1 項の規定によりあつせんをすべきことを求める場合の手續（法第 124 条第 2 項第 5 号及び規則第 36 条第 1 号から第 3 号まで）の内容が、協定の参加者に過重な負担を課するものでないことをいい、例えば協定に違反した場合の措置としての違約金が非常に高額であるなど協定を実施する段階で問題が生じるおそれがある措置を内容とする協定については、当該協定が適当である旨の認定をしないために定めたものである。

(2) 認定の可否に伴う法的効果

ア 農林水産大臣が認定しなかった場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定は、既に漁業者間で締結されている協定を当該漁業者が農林水産大臣に対して提出し、これに対して農林水産大臣が当該協定が適当である旨の認定をするものであって、たとえ農林水産大臣が認定しなかったとしても、当該協定自体が無効となる訳ではなく、当該協定を締結した漁業者間においては有効である。

イ 農林水産大臣が認定した場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）については、農林水産大臣は、当該認定協定の参加者（法第 5 条第 1 項の規定により申請者により代表者が選定された場合又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が代表者を指定した場合にあっては、当該代表者。以下同じ。）からの申請又は申出（法第 126 条第 1 項又は第 3 項）に応じて、

(ア) 同条第 2 項の規定に基づき、4(1)に即して、当該認定協定への参加を承諾しない者に対する当該承諾を得るために必要なあつせんを行うとともに、

(イ) 同条第 4 項の規定に基づき、4(2)に即して、当該認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

他方、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結され、当該協定の内容は参加者で自主的に遵守するものであり、農林水産大臣が協定を認定したからといって、当該協定の内容の遵守を農林水産大臣が担保するものではない。

(3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続（法第 124 条第 1 項及び第 125 条第 2 項、令第 10 条及び規則第 35 条関係）

ア 協定の認定申請手続（法第 124 条第 1 項及び規則第 35 条第 1 項関係）

(ア) 法第 124 条第 1 項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者は、農林水産大臣に対して、別記様式第 30 号の協定認定申請書により、当該協定の認定の申請をするものとする。

(イ) (ア) の協定の認定の申請について、

① 当該協定が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第 31 号の協定認定通知書により、

② 当該協定が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第 32 号の協定不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

イ 認定協定の変更の認定申請手続（ウの軽微な変更を除く。）（令第 10 条第 1 項並びに規則第 35 条第 3 項及び第 4 項関係）

(ア) 当該認定協定に定めた事項について変更（ウの軽微な変更を除く。）をした当該認定協定の参加者は、令第 10 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、別記様式第 33 号の認定協定の変更の認定申請書により、当該認定協定の変更の認定の申請をするものとする。この場合において、規則第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項第 3 号の「その他参考となるべき事項」とは、令第 10 条第 3 項において準用する法第 125 条第 1 項各号及び規則第 37 条に定める認定協定の変更の内容が適当である旨の認定をする場合の認定基準を満たすことを示す事項その他農林水産大臣が必要と認める事項とする。

(イ) (ア) の認定協定の変更の認定の申請について、

① 当該変更の内容が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第 34 号の認定協定の変更の認定通知書により、

② 当該変更の内容が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第 35 号の認定協定の変更の不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

ウ 認定協定の軽微な変更の届出手続（令第 10 条第 2 項並びに規則第 35 条第 5 項及び第 6 項関係）

(ア) 認定協定に定めた事項について「協定に参加している者の変更」（同項第 1 号）又は「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」（同項第 2 号）をした当該認定協定の参加者は、令第 10 条第 2 項及び規則第 35 条第 5 項の規定の規定に基づき、農林水産大臣に対して、遅滞なく別記様式第 36 号の認定協定の軽微な変更の届出書により、当該認定協定の軽微な変更を届け出るものとする。

(イ) 同項第 1 号の「協定に参加している者の変更」とは、当該認定協定の参加者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所

の所在地)の変更、当該認定協定に新たに参加した者の追加及び当該認定協定から脱退した者の削除とする。

(ウ) 同項第2号の「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」とは、例えば、当該認定協定の対象とする地域の名称等の変更、当該認定協定に参加している漁協等の名称の変更、当該認定協定に定められた協定管理委員会等の体制の変更、当該認定協定の取組内容の履行確認や検証を行う資源管理協議会の体制の変更等がこれに該当する。

エ 認定協定の認定取消手続（令第10条第4項関係）

(ア) 当該農林水産大臣が認定した認定協定の内容（イ及びウの認定協定の変更の認定があったときは、当該変更後のもの）が法第125条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合又は当該認定協定の参加者が令第10条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合には、令第10条第4項の規定の規定に基づき、あらかじめ別記様式第37号の認定協定の認定取消しに関する聴聞通知書により当該認定協定の参加者に対して認定を取り消す理由を通知し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行う。

(イ) 当該聴聞の結果、

① 当該認定協定の認定を取り消したときは、遅滞なく別記様式第38号の認定協定の認定取消通知書により、

② 当該認定協定の認定を取消しを行わなかったときは、遅滞なく別記様式第39号の認定協定の認定取消しに関する聴聞の結果の通知書により、それぞれ、当該認定協定の参加者に対してその内容を通知する。

オ 認定協定の廃止の届出手続（令第10条第5項及び規則第35条第4項関係）

認定協定を廃止した当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、令第10条第5項及び規則第35条第4項の規定の規定に基づき、遅滞なく別記様式第40号の認定協定の廃止の届出書により、当該認定協定の廃止を届け出るものとする。

4 協定への参加のあっせん等（法第126条関係）

(1) 協定への参加のあっせん

ア 協定への参加のあっせんに関する手続

(ア) 認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であって認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときに、法第126条第1項の規定により同項の必要なあっせんを求めようとする当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、別記様式第41号の認定協定への参加のあっせんに関する申請書により、提出をさせるようにするものとする。

(イ) (ア)の認定協定への参加のあっせんに関する申請について、法第126条第2項の規定により、

① 認定協定に参加していない者の認定協定への参加が法第125条第1項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、別記様式第42号の認定協

定への参加のあっせんをする旨の通知書により、

- ② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第 43 号の認定協定への参加のあっせんをしない旨の通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。この場合において、「認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるとき」（法第 126 条第 2 項）とは、例えば認定協定に参加していない者が当該認定協定の対象となる種類の水産資源の採捕をすることにより当該認定協定で定めた目標の達成を著しく妨害しているとき又はそのおそれがあるとき、認定協定で定めた取組内容の効果を著しく減衰させているとき又はそのおそれがあるとき等をいう。

- (ウ) (イ)①に定める場合にあっては、遅滞なく当該申請書に記載されていた当該認定協定に参加していない者に対して、別記様式第 44 号の認定協定への参加に向けた話し合いへの出席依頼書を通知する。

イ 農林水産大臣が行う協定への参加のあっせんの内容

法第 126 条第 2 項の農林水産大臣が行う協定への参加の「あっせん」とは、当該認定協定の参加者と当該認定協定への参加を承諾しない者との話し合いが円滑に行われるように交渉のためのテーブルを用意することをいい、強制力を伴うものではなく、あっせんの結果、当該参加を承諾しない者が参加しなかったとしても農林水産大臣は、当該者を不利益に取り扱うことはない。

また、農林水産大臣は、話し合いの結果が 3(1)の協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に該当しないものとならないように配慮するものの、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結されることに鑑み、それ以上に当該認定協定の内容に積極的に関与することはない。

(2) 認定協定の目的を達成するために必要な措置

ア 認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する手続

- (ア) 法第 126 条第 3 項の規定により同項の認定協定の目的を達成するために必要な措置を求めようとする認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、同項及び規則第 39 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに定める基準(次の①から④までにそれぞれ掲げる内容)に該当するときは、別記様式第 45 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出書により、当該必要な措置の申出をするものとする。

- ① 認定協定の参加者の数が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての数の 3 分の 2 を超えていること（法第 126 条第 3 項並びに規則第 39 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。この場合において、「全ての数」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者の数のことをいう。
- ② 認定協定の参加者による当該認定協定に係る水産資源の漁獲量又は漁獲努力量が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力量の 3 分の 2 を超えていること（規則第 39 条第 2 項第 2 号）。この場合において、「全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力

量」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者により採捕された当該水産資源の漁獲量又は当該水産資源を採捕するために行われた漁ろうの作業量のことをいう。

③ 認定協定が相当期間継続していること（規則第 39 条第 2 項第 3 号）。この場合において、同号の「相当期間」とは、5 年程度をいう。

④ 認定協定に参加者が認定協定の目的を達成するために自主的な努力を十分行っていること（規則第 39 条第 2 項第 4 号）。この場合において、同号の「自主的な努力」とは、例えば当該認定協定に参加していない者に対して資源管理の取組や認定協定への参加の重要性について複数回にわたって説明を行い、認定協定への参加を募る努力をしている場合をいう。

(イ) (ア)の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出について、法第 126 条第 4 項の規定により、

① 資源管理のために必要があると認めるときは、別記様式第 46 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずる旨の通知書により、

② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第 47 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講じない旨の通知書により、

それぞれ、当該申出をした者に対して、当該申出の結果を通知する。この場合において、「資源管理のために必要があると認めるとき」（法第 126 条第 4 項）とは、例えば、当該認定協定の対象となる種類の水産資源について資源管理の目標の達成及びそのための具体的な取組に不可欠である場合をいう。

イ 農林水産大臣が行う認定協定の目的を達成するために必要な措置の内容

法第 126 条第 4 項の農林水産大臣が行う認定協定の目的を達成するための「必要な措置」とは、大臣許可漁業における許可等の条件（法第 44 条第 1 項又は第 2 項）、公益上の必要による許可等の取消し等（法第 55 条第 1 項）、漁業権の条件若しくは取消し等の指示（法第 86 条第 3 項又は第 93 条第 4 項）又は漁業調整に関する命令（法第 119 条第 1 項又は第 2 項）の規定に基づく措置であって、当該認定協定の目的を達成するために必要なものをいう。

また、農林水産大臣は、これらの規定に基づく措置を行うに当たっては、当該規定に定められた聴聞（法第 44 条第 3 項）又は農林水産大臣の認可（法第 119 条第 7 項）の手続を行う。

なお、これらの規定に基づく措置は、認定協定の参加者からの申出がない場合であっても、農林水産大臣は、それぞれの規定に定める公益上必要性があると認めるときは、当該規定に基づく措置を行うことがある。

5 認定協定の実施状況の報告（法第 127 条関係）

(1) 法第 127 条の規定により認定協定の参加者に対して、当該認定協定の実施状況について、当該認定協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、報告を求めるものとする。この場合において、当該報告の依頼は、別記様式第 48 号の認定協定の実施状況の報告依頼書により行うものとする。

(2) (1)の依頼に対する報告について当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、

別記様式第 49 号の認定協定の実施状況の報告書により報告するものとする。なお、当該報告書からは当該認定協定の実施状況が十分に把握できない場合においては、当該認定協定の参加者から、追加の報告を求めることとする。

6 認定協定等の公表

協定は、法に基づき農林水産大臣が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証の結果とともに適切な方法で公表することとする。

第5 書類の経由

- 1 法第 186 条及び規則第 62 条の規定により、法、令、規則又はこの通知により農林水産大臣に提出することとされている申請書その他の書類は、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2 以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときであって農林水産大臣が認めるものについては、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出をさせることができる。
- 2 1 の定めにかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる書類については、当該提出者から都道府県知事を経由せずに直接提出することができる。
 - (1) 法第 22 条第 1 項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に係る書類
 - (2) 法第 22 条第 4 項の規定による年次漁獲割当量設定者の地位の承継の届出に係る書類
 - (3) 第 1 の 11(1)及び(2)の規定による住所、氏名又は名称の変更の届出に係る書類
 - (4) 法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲量等の報告に係る書類
 - (5) 法第 124 条第 1 項の規定による協定の認定又は令第 10 条第 1 項の規定による認定協定の変更の認定の申請に係る書類
 - (6) 令第 10 条第 2 項の規定による認定協定の軽微な変更の届出に係る書類
 - (7) 令第 10 条第 5 項の規定による認定協定の廃止の届出に係る書類
 - (8) 法第 126 条第 1 項の規定によるあっせんの求めに係る書類
 - (9) 法第 126 条第 3 項の求めに係る書類
- 3 都道府県知事は、1 の定めにより当該提出者から書類の提出を受けたときは、遅滞なく農林水産大臣に提出するものとする。

第6 添付書類の省略（規則第 63 条関係）

- 1 規則第 63 条第 1 項の規定により法の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類には

その旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 1に規定する場合のほか、農林水産大臣が特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略することができる。

第7 その他

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの細部事項については、資源管理部長から別途通知させることとする。

附 則（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止）
- 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について（平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知）は、廃止する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3400号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年12月28日付け5水管第2568号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってしようすることができる。

(別記第1)

漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が 漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき農林水産大臣が行う次の①から④までに掲げる場合の判断に当たっては、法の定めによるほか、次の第1及び第2によるものとする。

- ① 法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合
- ② 法第21条第2項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の移転の認可を行わない場合
- ③ 法第22条第2項の規定に基づき農林水産大臣が年次漁獲割当量の移転の認可を行わない場合
- ④ 法第23条第1項又は第2項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消す場合

第1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者（法第18条第1項第1号、第21条第2項、第22条第2項第1号及び第23条第1項関係）

1 漁業に関する法令を遵守しない者について

(1) 漁業に関する法令を遵守しない者の判断基準

法第18条第1項第1号の「漁業（中略）に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」に該当するかの判断基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（それぞれ次の①から⑥までに掲げる違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為ごとに当該①から⑥までに定める点数を合計したものをいう。2(1)において同じ。）が6点以上となった日から5年を経過しないかによることとする。

- ① 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3点
- ② ①に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2点
- ③ 法第190条各号のいずれかに規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 2点
- ④ 法第193条第4号に規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 1点
- ⑤ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第8号）第117条第1項各号のいずれかに規定する行為により農林水産大臣の処分を受けたとき（①又は②に該当することとなった場合を除く。） 1点
- ⑥ 法第17条第1項の規定による漁獲割当割合の設定の申請、法第21条第1項の

規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請又は法第 22 条第 1 項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1 点

(2) 漁業に関する法令の範囲

法第 18 条第 1 項第 1 号の「漁業（中略）に関する法令」とは、次の①から⑧までに掲げるものをいう。

- ① 法
- ② 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ③ 臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
- ⑤ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成 8 年法律第 76 号）
- ⑥ 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- ⑦ 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
- ⑧ 上記①から⑦までの法律に基づく命令

(3) 漁業に関する法令を遵守しない者に対する措置

ア 次の①又は②に該当する場合には、漁獲割当割合の設定を行わない。

- ① 漁獲割当割合の設定を受けようとする者が、(1)の判断基準に該当する場合
- ② 漁獲割当割合の設定を受けようとする者が法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）第 2 条の「使用人」が(1)の判断基準に該当する場合

イ 次の①又は②に該当する場合には、当該漁獲割当割合を取り消す。

- ① 漁獲割当割合の設定を受けた者が、(1)の判断基準に該当する場合
- ② 漁獲割当割合の設定を受けた者が法人であって、その役員又は令第 2 条の「使用人」が(1)の判断基準に該当する場合

2 労働に関する法令を遵守しない者について（法第 18 条第 1 項第 1 号関係）

(1) 労働に関する法令を遵守しない者の判断基準

法第 18 条第 1 項第 1 号の「労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」に該当するかの判断は、労働に関する法令の違反に係る累積点数が 4 点以上となった日から 5 年を経過しないかによることとする。

- ① 労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して労働に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 2 点
- ② ①に該当する場合を除き、労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 1 点

(2) 労働に関する法令の範囲

法第 18 条第 1 項第 1 号の「労働に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ② 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）

- ③ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
 - ④ 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
 - ⑤ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - ⑥ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
 - ⑦ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
 - ⑧ 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）
 - ⑨ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
 - ⑩ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
 - ⑪ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
 - ⑫ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
 - ⑬ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
 - ⑭ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
 - ⑮ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
 - ⑯ 上記①から⑮までの法律に基づく命令
- (3) 労働に関する法令を遵守しない者に対する措置
- ア 次の①又は②に該当する場合には、漁獲割当割合の設定を行わない。
- ① 漁獲割当割合の設定を受けようとする者が、(1)の判断基準に該当する場合
 - ② 漁獲割当割合の設定を受けようとする者が法人であって、その役員又は令第 2 条の「使用人」が(1)の判断基準に該当する場合
- イ 次の①又は②に該当する場合には、当該漁獲割当割合を取り消す。
- ① 漁獲割当割合の設定を受けた者が、(1)の判断基準に該当する場合
 - ② 漁獲割当割合の設定を受けた者が法人であって、その役員又は令第 2 条の「使用人」が(1)の判断基準に該当する場合

第 2 その申請に係る漁業を営むに足る経理的基礎を有しない者(法第 18 条第 1 項第 5 号、第 21 条第 2 項、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 23 条第 2 項第 2 号関係)

法第 18 条第 1 項第 5 号の「その申請に係る漁業を営むに足る経理的基礎を有しない者」に該当するかの判断基準は、次の①から④までに掲げる手続がなされているかによることとする。

- ① 破産手続開始の決定（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項）
- ② 特別清算開始の命令（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 510 条）
- ③ 漁獲割当割合の設定を受けている船舶等を目的とする担保権の実行(法第 18 条第 1 項の「申請した者」、法第 21 条第 2 項の「漁獲割当割合の移転を受けようとする者」、法第 22 条第 2 項第 1 号の「年次漁獲割当量の移転を受けようとする者」又は第 23 条第 2 項の「漁獲割当割合設定者」若しくは「年次漁獲割当量設定者」が債務者として設定した担保権の実行の場合に限る。)
- ④ 漁獲割当割合の設定を受けている船舶等に係る個別漁業権を目的とする抵当権及び先取特権の実行

(別記第2)
 漁獲割当管理原簿の様式(法第20条関係)
 <特定水産資源>

管 理 番号	管理 区分	管理 年度	漁獲割当割合設定者又は 年次漁獲割当量設定者の 氏名又は名称	許可番号	漁船登録 番号	船 舶 の 名 称	設定時又 は直近の 漁獲割当 割合	漁 獲 割 当 割合の 有効期間	設定時又 は直近の 年次漁獲 割当量	漁獲割当割合 の移転、承継、 取消し又は削減 の状況	年次漁獲割当量 の移転、承継、 取消し又は控除 の状況
001	<管理区 分>	1月1日 から同年 12月末日 まで	B河 次郎 (又は(株) ●●水産)	T-111	11-111	○○丸	3%	令和3年 1月1日 から令和 7年12月 末日まで	260トン	<u>別表1</u>	<u>別表2</u>

(備考)

- ※1 「設定時又は直近の漁獲割当割合」の欄においては、漁獲割当割合の設定を受けた後に漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減が行われていない場合にあっては当該設定を受けた漁獲割当割合を、漁獲割当割合の設定を受けた後に漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減が行われた場合にあっては直近の漁獲割当割合を、記載する。漁獲割当割合の設定を受けた後の漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減が行われた状況については、別表1に記載する。
- ※2 「設定時又は直近の年次漁獲割当量」の欄においては、年次漁獲割当量の設定を受けた後に年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除が行われていない場合にあっては当該設定を受けた年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量の設定を受けた後に年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除が行われた場合にあっては直近の年次漁獲割当量を、記載する。年次漁獲割当量の設定を受けた後の年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除が行われた状況については、別表2に記載する。

別表 1：漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減の状況（法第21条、第23条及び第29条関係）

（＜管理区分＞：〇〇丸（001））

設定、移転、承継、 取消し又は削減の 年月日	設定、移転、 承継、取消し 又は削減	漁獲割当割合 （移転、承継 又は削減前）	漁獲割当割合 （移転、承継 又は削減後）	移転、承継、取消し又は削減の原因
令和2年12月15日	設定	—	1 %	
令和4年3月15日	移転	1 %	4 %	△△丸（002）からの3 %の移転
令和4年11月1日	承継	4 %	4 %	〇〇丸（001）に係る漁獲割当割合設定者、A山太郎 からB河次郎への相続
令和6年2月15日	削減	4 %	3 %	令和4管理年度及び令和5管理年度において、法第 25条第2項の規定に違反して設定を受けた年次漁獲 割当量を超えて＜特定水産資源＞を採捕したため。
令和7年3月30日	取消し	—	—	漁獲割当割合設定者たる＜氏名＞が、法第18条第1 項第○号に該当することとなったため、法第23条第 1項の規定に基づき、取消し。

別表 2：年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況（法第22条、第23条及び第28条関係）

（＜管理区分＞：〇〇丸（001））

設定、移転、承継、 取消し又は控除の 年月日	設定、移転、 承継、取消し 又は控除	年次漁獲割当量 （移転、承継 又は控除前）	年次漁獲割当量 （移転、承継 又は控除後）	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和2年12月15日	設定	—	80トン	令和3管理年度分の年次漁獲割当量を設定
令和3年12月15日	設定	—	80トン	令和4管理年度分の年次漁獲割当量を設定
令和4年9月1日	移転	80トン	140トン	△△丸（002）からの60トンの移転
令和4年10月3日	移転	140トン	110トン	◇◇丸（003）への30トンの移転
令和4年11月1日	承継	110トン	110トン	〇〇丸（001）に係る年次漁獲割当量設定者、A山太

				郎からB河次郎への相続
令和4年12月20日	設定	—	320トン	令和5管理年度分の年次漁獲割当量を設定
令和5年1月1日	控除	320トン	260トン	令和4管理年度において、年次漁獲割当量を30トン超過したため、次の令和5管理年度において、60トン控除する。
令和5年12月15日	取消し	—	—	年次漁獲割当量設定者たる〈氏名〉が、法第23条第2項第○号に該当することとなったため、同項の規定に基づき、取消し。

(別記第3)

漁業法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う 助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 法第32条第1項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第1項第1号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

大臣管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に占める割合	当該大臣管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	大臣管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（輪番休漁等）の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	大臣管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると農林水産大臣が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該大臣管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第1項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第1項第2号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての大臣管理区分における漁獲量の総量の当該全ての大臣管理区分に係る大臣	当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
--	---

管理漁獲可能量の合計に占める割合	
90 パーセントを超えたとき	当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

3 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

特定水産資源の漁獲量の総量の当該特定水産資源の漁獲可能量に占める割合	当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該特定水産資源の漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 1 項第 3 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれる当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該特定水産資源の漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第2において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 1 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

大臣管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に占める割合	当該大臣管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導又は勧告の内容
75 パーセントを超えたとき	輪番休漁等の漁業の特性に応じた具体的な

	管理措置を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85 パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると農林水産大臣が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該大臣管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての大臣管理区分における漁獲量の総量の当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

3 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろの漁獲量の総量のくろまぐろの漁獲可能量に占める割合	くろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	くろまぐろの漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 1 項第 3 号の規定に基づく採捕の停止を命令

	する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導
--	---------------------------------

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、くろまぐろの漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ及び第2の1(2)イ(第3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。

(別記第4)

資源管理措置の履行確認

資源管理措置	履行確認の手段の例
休漁	・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
係船休漁	・ 停泊時写真
漁獲量規制	・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
区域、期間別	・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	・ 各漁協記録の日別、操業時間簿（出漁時刻及び出入港時刻）
漁具規制 （光力、網目、漁具数）	・ 漁具、操業設備の写真
操業区域規制	・ G P S、V M S等の記録
漁獲物規制 （体長制限、産卵親魚 採捕制限）	・ 市場や漁協の再放流データ ・ 操業日誌 ・ 市場水揚げ伝票
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・ 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備等	・ 干潟造成等に参加した証拠書類

(別記第5)

○資源管理協定の例(特定水産資源)

(●●地域における) <特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<特定水産資源>の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<特定水産資源>に関して自主的な資源管理の目標と定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<特定水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <特定水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第2-●に定める<特定水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <特定水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<特定水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2-●に定める目標とする。
- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<特定水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均CPU E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。 <任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

《A. 早期是正措置を定める場合の記載例》

- 一 <大臣管理区分>に配分された大臣管理漁獲可能量の8割に到達した後においては、1回の陸揚げが○トンを超えた場合は、翌日の操業を取り止めるものとする。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量の9割に達した後、1回の陸揚げが○トンを超えた翌日及び翌々日の操業を取り止めるものとする。
- 三 <大臣管理区分>に配分された大臣管理漁獲可能量の9割5分に到達した後においては、<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるとともに、第3条第1項の水域以外の場所に操業する水域を移動するものとし、協定管理委員会でその実施状況を確認するものとする。
- 四 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《B. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例1》

- 一 <大臣管理区分>に配分された数量を1月1日から3月末日まで、4月1日から6月末日まで、7月1日から8月末日まで及び9月1日から12月末日までに、それぞれ均等配分する。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。
- 三 一で定めた期間において配分された数量について未消化分がある場合には、次の期間に繰り越すものとする。

《C. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例2》

- 一 <大臣管理区分>に配分された漁獲量の総量を<大臣管理区分>に所属する漁業者全てに頭数により均等配分又は実績配分し、参加者は、その均等配分された数量を遵守することとする。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《D. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例3》

- 一 <大臣管理区分>に配分された数量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。
 - ア △△地区（又はAグループ）
 - イ □□地区（又はBグループ）
 - ウ ▽▽地区（又はCグループ）
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《E. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例1》

- 一 <特定水産資源>を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間（○年から△年まで）の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《F. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例2》

- 一 <特定水産資源>の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

- 第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
 - 4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については<客観的に履行確認可能な証拠>を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

- 第7条 全ての参加者は、法第30条第1項、第52条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

- 第8条 第5条の具体的な取組の<特定水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、<特定水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基

本方針において当該＜特定水産資源＞又は＜大臣管理区分＞に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

- 3 前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第 9 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。

- 3 第 1 項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第 124 条第 1 項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。

- 4 第 1 項の調査及び協議の結果並びに前 2 項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第 10 条 第 13 条第 1 項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

（議決権及び決議）

第 12 条 本協定の参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第 9 条第 4 項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の 3 分の 2

二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の 3 分の 2

三 本協定の廃止 議決権の 5 分の 4

四 農林水産大臣に対する法第 126 条第 3 項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（協定管理委員会の設置）＜任意＞

第 13 条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員

会」という。)を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 （協定の参加者を地区別に分けた場合にあつては、）地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、○○に設置するものとする。

（協定管理委員会（又は全ての参加者の代理権を有する者）の機能及び経費の負担）

第 14 条 協定管理委員会（又は全ての参加者の代理権を有する者）は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会（又は全ての参加者の代理権を有する者）に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会（又は全ての参加者の代理権を有する者）は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員（又は全ての参加者の代理権を有する者）のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 協定管理委員会（又は全ての参加者の代理権を有する者）は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、参加者間（又は協定管理委員会）で協議し、決定するものとする。

（2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。）

附 則

本協定は、令和○年●月●日から施行する。

（本協定の参加者）

●● ●●
●● ●●
●● ●●

（以上）

(別記第6)

○資源管理協定の例(特定水産資源以外の水産資源)

(○○地域における) <水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第3-●に定める<水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 ・ ・ ・ ・ ・ をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3-●に定める目標とする。
- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均C P U E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。<任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

- 第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- 《A. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例1:数量管理》
- 《Aの1 資源状況が良好で、現状維持をする場合》
- 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
- 《Aの2 資源回復が必要な場合》
- 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の○割を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
- 《B. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例2:バググリミット》
- 一 1日当たりの採捕量の上限を1隻(又は1ヶ統)当たり○kgとする。
 - 二 操業可能な期間は、○月から△月までの□か月間とする。
- 《C. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例3:I Q的管理》
- 一 (○○地区における)○○漁業による過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の総量を(○○地区における)○○漁業に係る漁業者全てに均等配分又は実績配分し、

本協定の参加者は当該均等配分された数量を遵守するものとする。

二 前号の上限に達した場合には、それ以降の＜水産資源＞の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。

《D. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例 4：グループ管理》

（〇〇地区における）〇〇漁業による過去 5 年間の＜水産資源＞の年平均漁獲量の総量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区（又は A グループ）

イ □□地区（又は B グループ）

ウ ▽▽地区（又は C グループ）

《E. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例 1：操業日数削減》

＜水産資源＞を対象とする操業について、1 年間の操業日数を過去 5 年間（〇年から△年まで）の年平均操業日数から 5 % 以上削減するものとする。

《F. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例 2：休漁設定》

＜水産資源＞の採捕をすることが可能な期間のうち 5 % 以上の日数を休漁日とするものとする。

《G. 資源回復に寄与するものを定める場合の記載例》

《G の 1 若齢魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

＜水産資源＞の採捕可能な最小体長を＜公的規制＞の●センチメートルから 5 センチメートル引き上げ、〇センチメートルとする。

《G の 2 産卵魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

＜水産資源＞の産卵期である〇月の採捕を禁止する。

（取組の履行確認に関する事項）

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条第●号の取組については＜客観的に履行確認可能な証拠＞を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 7 条 全ての参加者は、法第 52 条第 1 項（第 58 条において準用する場合を含む。）及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 8 条 第 5 条の具体的な取組の＜水産資源＞の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、＜水産資源＞の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該＜水産資源＞に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第 9 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及

び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（協定管理委員会の設置）＜任意＞

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 （協定の参加者を地区別に分けた場合にあっては、）地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、○○に設置するものとする。

(協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)の機能及び経費の負担)
第14条 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員(又は全ての参加者の代理権を有する者)のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)
第15条 本協定に定めのない事項については、参加者間(又は協定管理委員会)で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。))は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則
本協定は、令和○年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)

別記様式第 1 号（法第 17 条関係）

漁獲割当割合設定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、漁獲割当割合の設定を受けたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 17 条第 1 項、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 3 条第 1 項並びに漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定水産資源及びその漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

- 2 希望する漁獲割当割合及び使用する船舶等の概要

番号	漁船名（許可番号、総トン数）	希望する漁獲割当割合
1	A 丸（T ○○○、379 トン）	1.00%
2	B 丸（T ○○○、407 トン）	2.50%
3	C 丸（T ○○○、435 トン）	4.00%

- 3 電子メールによる年次漁獲割当量設定通知書の発出の同意の有無等
同意する・同意しない
（同意する場合には希望する送付先のメールアドレスを記載）

（備考）

- 1 漁業法施行規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項各号の規定に基づき、申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、規則第 63 条第 1 項の規定により漁業法（以下「法」という。）の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1 の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

ア 個人にあっては、次に掲げる書類

- ① 住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類

- ② 最近の財政状態を明らかにする書類（例：財産目録、税務申告の写し等）

イ 法人にあっては、次に掲げる書類

- ① 定款

- ② 登記事項証明書

- ③ 最近の賃借対照表、損益計算書及び財産目録
 - ウ 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）による漁船の登録の謄本
 - エ 申請者が法第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - オ 申請者が法第 36 条第 1 項、第 57 条第 1 項又は第 119 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可証の写し
 - カ 法第 38 条（法第 58 条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあっては、当該認可を受けたことを証する書面
 - キ 法第 69 条第 1 項の免許を受けている場合にあっては、当該免許を受けたことを証する書面
- 2 上記エの書面は、別紙を参考に作成する。

(別紙)

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 2 条において定める使用人のうちに法第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第2号（法第17条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定通知書

年 月 日付けで申請された漁獲割当割合の設定については、下記のとおり設定をしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 漁獲割当割合の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 漁獲割当割合の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 設定をした漁獲割当割合及び設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
A丸（T ○○○、379 トン）	1.00%

別記様式第3号（法第17条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定（一部）通知書

年 月 日付けで申請された漁獲割当割合の設定については、下記のとおり設定をしたので通知する。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 漁獲割当割合の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

2 漁獲割当割合の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

3 設定をした漁獲割当割合及び設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
A丸（T ○○○、379トン）	0.70%

4 一部設定を行わなかった理由

（備考）

一部設定を行わなかった理由の欄について、漁業法（昭和24年法律第267号）第17条第3項及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第5条の規定に基づき、一部認可をしなかった理由となっているものを具体的に記載する。

別記様式第4号（法第17条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定拒否通知書

年 月 日付けで申請された漁獲割当割合の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号）第17条第3項又は第4項の規定に基づき、下記の理由により漁獲割当割合の設定を行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

設定を行わなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

設定を行わなかった理由の欄について、次の①又は②に規定する理由のうち、設定を行わなかった理由となっているものを具体的に記載する。

- ① 漁業法（以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づき都道府県知事があらかじめ当該漁獲割当管理区分について定めた設定の基準に該当しないこと。
- ② 法第17条第4項の規定に基づき都道府県知事が漁獲割当割合の設定を同項の有資格者に限定しており、申請者は当該有資格者に該当しないこと。

別記様式第5号（法第18条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定を行わないことに関する意見聴取通知書

年 月 日付けで申請された漁獲割当割合の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、設定を行わない予定である。

ついては、同条第2項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、意見の聴取の期日に出頭せず、弁明書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項
 - (1) 予定される処分の内容
漁獲割当割合の設定を行わないこと
 - (2) 根拠となる法令の条項
法第18条第1項第○号
- 2 処分の原因となる事実
(具体的事実を記載)
- 3 意見の聴取の期日及び場所
期 日： 年 月 日 ()
場 所： (住所を記載)
- 4 意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
(組織の名称及び所在地を記載)
- 5 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
 - ① 送付先：
 - ② 担当者：
 - ③ 連絡先：
 - (2) 提出期限
年 月 日 () まで

6 教示事項

法第 18 条第 3 項の規定に関する教示

意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、意見の聴取の期日への出頭に代えて弁明書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案について意見を記載する。

7 留意事項

- ① （弁明の機会に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合には、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

（備考）

- 1 意見の聴取の期日は、施行日の 10 日後とする。ただし、10 日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 弁明書の提出期限は、施行日の 10 日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 6 号（法第 18 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定拒否通知書

年 月 日付けで申請された漁獲割当割合の設定については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 18 条第 2 項の規定により意見の聴取を行った結果、同条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により漁獲割当割合の設定を行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

設定を行わなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

設定を行わなかった理由の欄について、漁業法第 18 条第 1 項各号に規定する理由のうち、設定を行わなかった理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第7-1号（法第19条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量設定通知書

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、〇〇管理年度年次漁獲割当量については、下記のとおり設定することとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 設定をした年次漁獲割当量及び設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量
A丸（T 〇〇〇、379トン）	15トン

※ 法第28条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

別記様式第7-2号（法第19条関係）

番号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量設定通知書（追加設定）

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）〇〇の規定に基づく、〇〇により、〇〇管理年度の＜特定水産資源＞＜管理区分＞の大臣管理漁獲可能量に変更があったので、漁業法（昭和24年法律第267号）第19条第1項の規定に基づき、〇〇管理年度年次漁獲割当量の追加分を下記のとおり設定することとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の追加設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

- 2 年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
※年次漁獲割当量の有効期間の開始日は、本通知の施行日とする。

- 3 追加設定をした年次漁獲割当量及び追加設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	追加分の 年次漁獲割当量	年次漁獲割当量の 合計値（注）
A丸（T 〇〇〇、379トン）	15トン	315トン

（注）＜番号＞で通知した年次漁獲割当量と今回追加した年次漁獲割当量との合計値。当該数量が〇〇管理年度において採捕できる数量となる。ただし、〇〇管理年度において、今回の追加設定までに設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該特定水産資源の採捕をしていた事実がある場合、当該事実は漁業法第25条第2項違反であることに変わりない。

※ 法第28条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量合計値とする。

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

別記様式第8号（法第21条関係）

漁獲割当割合移転認可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

（移転をしようとする者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けようとする者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、漁獲割当割合の移転の認可を受けたいので、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第21条第1項並びに漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第10条及び同条第3項において準用する施行規則第3条第1項及び第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 移転に係る特定水産資源及びその漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 移転の認可を求める漁獲割当割合及び当該移転に係る船舶等の概要（下記（1）から（5）までのいずれかを選択して記載）

- （1）漁獲割当割合を船舶等とともに譲り渡す場合（法第21条第1項関係）

譲り渡す船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
A丸（T ○○○、379トン）	1.00%

- （2の1）申請者が複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の間で漁獲割当割合の全部の移転をする場合（規則第9条第1号関係）

- ①漁獲割当割合の移転をしようとする船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
A丸（T ○○○、379トン）	5.00%	0.00%

- ②漁獲割当割合の移転を受ける船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
B丸（T ○○○、407トン）	5.00%	10.00%

- （2の2）申請者が複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合で

あって、当該船舶等の間で漁獲割当割合の一部の移転をする場合（規則第9条第1号関係）

①漁獲割当割合の移転をしようとする船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合 （移転前）	移転 する 割合	漁獲割当割合 （移転後）
A丸（T ○○○、379 トン）	5.00%	3.00%	2.00%

②漁獲割当割合の移転を受ける船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
B丸（T ○○○、407 トン）	5.00%	8.00%

（3）漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を使用することを廃止し、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合（規則第9条第2号関係）

①使用することを廃止する船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
A丸（T ○○○、379 トン）	5.00%	なし

②漁獲割当割合の移転を受ける船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
B丸（T ○○○、407 トン）	なし	5.00%

（4）漁獲割当割合の設定を受けた船舶等が滅失し、又は沈没したため、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合（規則第9条第3号関係）

①滅失し、又は沈没した船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
A丸（T ○○○、379 トン）	5.00%	なし

②漁獲割当割合の移転を受ける船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合	
	移転前	移転後
B丸（T ○○○、407 トン）	5.00%	10.00%

（5）漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を借り受け、又はその返還を受けることにより当該船舶等を使用する権利を取得する者に当該漁獲割当割合を譲り渡す場合（規則第9条第4号関係）

借り受け、又はその返還を受ける船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
A丸（T ○○○、379 トン）	1.00%

（備考）

- 規則第10条第3項において準用する規則第3条第2項各号の規定により申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、規則第63条第1

項の規定により法の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1 の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

ア 個人にあつては、次に掲げる書類

① 住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類

② 最近の財政状態を明らかにする書類（例：財産目録、税務申告の写し等）

イ 法人にあつては、次に掲げる書類

① 定款

② 登記事項証明書

③ 最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

ウ 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）による漁船の登録の謄本

エ 申請者が法第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 申請者が法第 36 条第 1 項、第 57 条第 1 項又は第 119 条第 1 項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可証の写し

カ 法第 38 条（法第 58 条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあつては、当該認可を受けたことを証する書面

キ 法第 69 条第 1 項の免許を受けている場合にあつては、当該免許を受けたことを証する書面

2 上記エの書面は、別紙を参考に作成する。

3 当該漁獲割当割合の移転を受けようとする者と移転をしようとする者とが同一の場合には、申請者の情報は移転を受けようとする者のみ記載する。

(別紙)

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 2 条において定める使用人のうちに法第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第9号（法第21条関係）

番 号

（移転をした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けた者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合移転認可通知書

年 月 日付けで認可の申請があった漁獲割当割合の移転については、下記のとおり認可したので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 漁獲割当割合の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 漁獲割当割合の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 設定をした漁獲割当割合及び設定をした船舶等の概要（移転後）

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
B丸（T ○○○、407トン）	10.00%

（備考）

- 1 当該漁獲割当割合の移転を受けた者及び移転をした者の双方に対して通知する。
- 2 当該漁獲割当割合の移転を受けた者と移転をした者とが同一の場合には、通知先の情報は移転を受けた者のみ記載する。

別記様式第 10 号（法第 21 条関係）

番 号

（移転をした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けた者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合移転認可（一部）通知書

年 月 日付けで認可の申請があった漁獲割当割合の移転については、下記のとおり認可することとしたので通知する。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 漁獲割当割合の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 漁獲割当割合の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 設定をした漁獲割当割合及び設定をした船舶等の概要（移転後）

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
B 丸（T ○○○、407 トン）	9.00%

- 4 一部認可をしなかった理由

(備考)

- 1 当該漁獲割当割合の移転を受けた者及び移転をした者の双方に対して通知する。
- 2 当該漁獲割当割合の移転を受けた者と移転をした者が同一の場合には、通知先の情報は移転を受けた者のみ記載する。
- 3 一部認可をしなかった理由の欄について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく理由を具体的に記載する。

別記様式第 11 号（法第 21 条関係）

番 号

（移転をしようとした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けようとした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合移転不認可通知書

年 月 日付けで認可の申請があった漁獲割当割合の移転については、下記の理由により認可しないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

認可をしなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 当該漁獲割当割合の移転を受けようとした者及び移転をしようとした者の双方に対して通知する。
- 2 当該漁獲割当割合の移転を受けようとした者と移転をしようとした者とが同一の場合には、通知先の情報は移転を受けようとした者のみ記載する。
- 3 認可をしなかった理由の欄について、次の①又は②に規定する理由のうち、認可をしなかった理由となっているものを具体的に記載する。
 - ① 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項に定める場合又は漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合に該当しないこと。
 - ② 法第 21 条第 2 項の規定に基づく法第 18 条第 1 項各号に掲げる場合又は規則第 11 条に定める場合に該当すること。

別記様式第 12 号（法第 22 条関係）

〇〇管理年度年次漁獲割当量移転認可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

（移転をしようとする者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けようとする者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、〇〇管理年度年次漁獲割当量の移転の認可を受けたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 22 条第 1 項並びに漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 13 条において準用する規則第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第 3 項において準用する施行規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 移転に係る特定水産資源及びその漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 移転の認可を求める年次漁獲割当量及び当該移転に係る船舶等の概要
(1) 年次漁獲割当量を移転しようとする船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲 割当量 (移転前)	移転 する 量	年次漁獲 割当量 (移転後)
A 丸（T 〇〇〇、379 トン）	120 トン	50 トン	70 トン

- (2) 年次漁獲割当量の移転を受けようとする船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲 割当量 (移転前)	移転を 受ける 量	年次漁獲 割当量 (移転後)
B 丸（T 〇〇〇、407 トン）	150 トン	50 トン	200 トン

（備考）

- 1 規則第 13 条において準用する規則第 10 条第 3 項において準用する規則第 3 条第 2 項各号の規定により申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、規則第 63 条第 1 項の規定により漁業法（以下「法」という。）の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書そ

の他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

ア 個人にあっては、次に掲げる書類

① 住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類

② 最近の財政状態を明らかにする書類（例：財産目録、税務申告の写し等）

イ 法人にあっては、次に掲げる書類

① 定款

② 登記事項証明書

③ 最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

ウ 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本

エ 申請者が法第18条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 申請者が法第36条第1項、第57条第1項又は第119条第1項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可証の写し

カ 法第38条（法第58条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあっては、当該認可を受けたことを証する書面

キ 法第69条第1項の免許を受けている場合にあっては、当該免許を受けたことを証する書面

2 上記エの書面は、別紙を参考に作成する。

3 当該年次漁獲割当量の移転を受けようとする者と移転をしようとする者とが同一の場合には、申請者の情報は移転を受けようとする者のみ記載する。

(別紙)

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 2 条において定める使用人のうちに法第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第 13 号（法第 22 条関係）

番 号

（移転をした者）
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 （移転を受けた者）
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量移転認可通知書

年 月 日付けで認可の申請があった〇〇管理年度年次漁獲割当量の移転については、下記のとおり認可したので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
 <特定水産資源>（<管理区分>）
- 2 年次漁獲割当量の有効期間
 年 月 日から 年 月 日まで

3 年次漁獲割当量の移転に係る船舶等の概要

（1）年次漁獲割当量を移転した船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量（移転前）	移転した量	年次漁獲割当量（移転後）
A 丸（T 〇〇〇、379 トン）	120 トン	50 トン	70 トン

※ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

（2）年次漁獲割当量の移転を受けた船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量（移転前）	移転を受けた量	年次漁獲割当量（移転後）
B 丸（T 〇〇〇、407 トン）	150 トン	50 トン	200 トン

※ 漁業法第 28 条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

(備考)

- 1 当該年次漁獲割当量の移転を受けた者及び移転をした者の双方に対して通知する。
- 2 当該年次漁獲割当量の移転を受けた者と移転をした者が同一の場合には、通知先の情報は移転を受けた者のみ記載する。

別記様式第 14 号（法第 22 条関係）

番 号

（移転をした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けた者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書

年 月 日付けで認可の申請があった〇〇管理年度年次漁獲割当量の移転については、下記のとおり認可したので通知する。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 年次漁獲割当量の移転に係る船舶等の概要
(1) 年次漁獲割当量を移転した船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲 割当量 （移転前）	移転 した 量	年次漁獲 割当量 （移転後）
A 丸（T ○○○、379 トン）	120 トン	40 トン	80 トン

※ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

（2）年次漁獲割当量の移転を受けた船舶等

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量 （移転前）	移転を受けた 量	年次漁獲割当量 （移転後）
B 丸（T ○○○、407 トン）	150 トン	40 トン	190 トン

※ 漁業法第 28 条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

4 一部認可をしなかった理由

（備考）

- 1 当該年次漁獲割当量の移転を受けた者及び移転をした者の双方に対して通知する。
- 2 当該年次漁獲割当量の移転を受けた者と移転をした者とが同一の場合には、通知先の情報は移転を受けた者のみ記載する。
- 3 一部認可をしなかった理由の欄について、漁業法第 22 条第 1 項又は第 2 項第 2 号の規定に基づく理由を具体的に記載する。

別記様式第 15 号（法第 22 条関係）

番 号

（移転をしようとした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
（移転を受けようとした者）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量移転不認可通知書

年 月 日付けで認可の申請があった〇〇管理年度年次漁獲割当量の移転については、下記の理由により認可しないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

認可をしなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 当該年次漁獲割当量の移転を受けようとした者及び移転をしようとした者の双方に対して通知する。
- 2 当該年次漁獲割当量の移転を受けようとした者と移転をしようとした者とが同一の場合には、通知先の情報は移転を受けようとした者のみ記載する。
- 3 認可をしなかった理由の欄について、次の①又は②に規定する理由のうち、認可をしなかった理由となっているものを具体的に記載する。
 - ① 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項に定める場合に該当しないこと。
 - ② 法第 22 条第 2 項の規定に基づく同項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる場合又は漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 14 条に定める場合に該当すること。

別記様式第 16 号（法第 21 条第 3 項及び第 4 項関係）

漁獲割当割合承継届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 21 条第 3 項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継したので、同条第 4 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 被承継者に関する事項

- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

2 承継者に関する事項

- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

3 承継の発生原因の年月日

年 月 日

4 承継の発生原因

5 承継の対象となる漁獲割当割合

- （1）漁獲割当割合の設定を受けている特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- （2）漁獲割当割合の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 設定を受けている船舶等及び漁獲割当割合の概要

番号	漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合
1	A 丸（T ○○○、379 トン）	1.00%
2	B 丸（T ○○○、407 トン）	2.50%
3	C 丸（T ○○○、435 トン）	4.00%

（備考）

漁業法施行規則第 12 条の規定に基づき、申請書には 4 の承継の発生原因となった事実を証する書面を添付しなければならない。

別記様式第 17 号（法第 22 条第 3 項及び第 4 項関係）

〇〇年度年次漁獲割当量承継届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 22 条第 3 項の規定により〇〇年度年次漁獲割当量設定者の地位を承継したので、同条第 4 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 15 条において準用する規則第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 被承継者に関する事項

- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

2 承継者に関する事項

- （1）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

3 承継の発生原因の年月日

年 月 日

4 承継の発生原因

5 承継の対象となる年次漁獲割当量

- （1）年次漁獲割当量の設定を受けている特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- （2）年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

6 設定を受けている船舶等及び年次漁獲割当量の概要

番号	漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量
1	A 丸（T 〇〇〇、379 トン）	12 トン
2	B 丸（T 〇〇〇、407 トン）	40 トン
3	C 丸（T 〇〇〇、435 トン）	80 トン

（備考）

漁業法施行規則（以下「規則」という。）第 15 条において準用する規則第 12 条の規定に基づき、申請書には 4 の承継の発生原因となった事実を証する書面を

添付しなければならない。

別記様式第 18 号（法第 23 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合（又は〇〇管理年度年次漁獲割当量）については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す予定である。

については、同条第 3 項の規定に基づき公開の聴聞を行うので、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

（1）予定される不利益処分の内容

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合の取消し（又は〇〇管理年度年次漁獲割当量の取消し）

（2）根拠となる法令の条項

法第 23 条第 1 項又は第 2 項

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 聴聞の期日及び場所

期 日： 年 月 日（ ）

場 所：（住所を記載）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（組織の名称及び所在地を記載）

5 陳述書の提出先及び提出期限

（1）提出先

① 送付先：

② 担当者：

③ 連絡先：

(2) 提出期限

年 月 日 () まで

6 教示事項

行政手続法第15条第2項の規定による教示

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ① （聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合は、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。

- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

(備考)

- 1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。

- 2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 19 号（法第 23 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失処分通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合（又は〇〇管理年度年次漁獲割当量）については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 23 条第 3 項の規定により聴聞を行った結果、同条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、下記の理由により当該漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消したので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

設定を取り消した理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

漁業法第 23 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する理由のうち、当該漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）の設定の取消しの理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 20 号（法第 23 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する
聴聞の結果の通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合（又は〇〇管理年度年次漁獲割当量）については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 23 条第 3 項の規定により聴聞を行った結果、同条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく当該漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）の取消しは行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 21-1 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 28 条の規定により年次漁獲割当量を削減する予定である。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき聴聞を行うので、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - (1) 予定される不利益処分の内容
年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量の控除
 - (2) 根拠となる法令の条項
法第 28 条
- 2 不利益処分の原因となる事実
（具体的事実を記載）
- 3 聴聞の期日及び場所
期 日： 年 月 日（ ）
場 所：（住所を記載）
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
（組織の名称及び所在地を記載）
- 5 陳述書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
 - ① 送付先：
 - ② 担当者：
 - ③ 連絡先：
 - (2) 提出期限

年 月 日 () まで

6 教示事項

行政手続法第15条第2項の規定による教示

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ① （聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合は、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

（備考）

- 1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 21-2 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量控除通知書

年 月 日付け（文書番号）で通知した〇〇管理年度の年次漁獲割当量については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づき、下記 3 の理由により下記 1 の特定水産資源及び漁獲割当管理区分における下記 2 の船舶の数量を控除したので、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量を控除した特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

- 2 控除した数量及び対象となった船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲 割当量 （控除前）	控除量	年次漁獲 割当量 （控除後）
A 丸（T 〇〇〇、379 トン）	120 トン	20 トン	100 トン

- 3 控除した理由

（備考）

- 漁業法（以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき、当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を超えて採捕した特定水産資源の数量に、同条及び漁業法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づき資源管理基本方針に定める係数を乗じて算出する控除の数量を記載する。
- 法第 28 条に規定する、当該年次漁獲割当量の控除の理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 21-3 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により聴聞を行った結果、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づく年次漁獲割当量の控除は行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 22 号（法第 29 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合削減に関する聴聞通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により漁獲割当割合を削減する予定である。

ついては、同条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき公開の聴聞を行うので、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - （1）予定される不利益処分の内容
年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合の削減
 - （2）根拠となる法令の条項
法第 29 条第 1 項
- 2 不利益処分の原因となる事実
（具体的事実を記載）
- 3 聴聞の期日及び場所
期 日： 年 月 日（ ）
場 所：（住所を記載）
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
（組織の名称及び所在地を記載）
- 5 陳述書の提出先及び提出期限
 - （1）提出先
 - ① 送付先：
 - ② 担当者：
 - ③ 連絡先：

(2) 提出期限

年 月 日 () まで

6 教示事項

行政手続法第 15 条第 2 項の規定による教示

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ① （聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合は、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。

- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

(備考)

- 1 聴聞の期日は、施行日の 10 日後とする。ただし、10 日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の 10 日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 23 号（法第 29 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合削減処分通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 29 条第 2 項の規定により聴聞を行った結果、同条第 1 項の規定に基づき、下記 3 の理由により下記 1 の特定水産資源及び漁獲割当管理区分における下記 2 の船舶の漁獲割当割合を削減したので、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 漁獲割当割合を削減した特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

- 2 削減した漁獲割当割合及び対象となった船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	漁獲割当割合 （削減前）	削減 割合	漁獲割当割合 （削除後）
A 丸（T ○○○、379 トン）	1.00%	0.25%	0.75%

- 3 削減した理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 漁業法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、同項及び漁業法施行規則第 18 条第 1 項の規定に基づき資源管理基本方針に定める基準により算出する削減の割合を記載する。
- 法第 29 条第 1 項に規定する理由のうち、当該漁獲割当割合の削減の理由とな

ったものを具体的に記載する。

別記様式第 24 号（法第 29 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁獲割当割合削減に関する聴聞の結果の通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした漁獲割当割合については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 29 条第 2 項の規定により聴聞を行った結果、同条第 1 項の規定に基づく漁獲割当割合の削減は行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 25 号

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称等の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（文書番号）で設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に係る事項について、下記のとおり、変更があつたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後

（備考）

申請書には住所、氏名又は名称等の変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

別記様式第 26 号（法第 26 条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

農林水産大臣 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲量等の報告
- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位：)	
陸揚げした日／漁獲量（t 又は kg）		

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
- 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には 1 の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけすに入れた日を記入することとする。

別記様式第 27 号（法第 30 条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

農林水産大臣 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量（t 又は kg）	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第 36 条第 1 項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけすに入れた日を記入することとする。
- 4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

別記様式第 28 号（法第 30 条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

農林水産大臣 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

- 1 漁獲努力量等の報告
- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (t 又は kg)

- 2 個人情報の取扱いに関する同意
- 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- （記載要領）
- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第 36 条第 1 項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

別記様式第 29 号

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状 及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

農林水産大臣 殿

(委任者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の 30 日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を 1 年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の 30 日前までに代理人及び農林水産大臣に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項 (☑を入れる。)

☐ 法第 26 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

☐ 法第 30 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告(非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

☐ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 78 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する報告（届出漁業における漁獲成績報告書の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

1 委任者が複数の場合には、連名で 1 通の委任状を作成することもできる。

2 1 (3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

別記様式第 30 号（法第 124 条関係）

協定認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、別添の協定について漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条第 1 項の協定が適当である旨の認定を受けたいので、同項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 協定の概要

2 その他参考となるべき事項

（備考）

- 1 漁業法施行規則第 35 条第 2 項の規定に基づき、申請書には次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - ① 認定を受けようとする協定
 - ② 協定に参加している者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書類
 - ③ その他農林水産大臣が必要と認める書類
- 2 漁業法第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。

別記様式第 31 号（法第 125 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

協定認定通知書

年 月 日付けで申請された協定の認定については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 125 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該協定が適当である旨の認定をしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

（備考）

漁業法第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。

別記様式第 32 号（法第 125 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

協定不認定通知書

年 月 日付けで申請された協定の認定については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 125 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により当該協定が適当である旨の認定をしないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

2 認定をしなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。
- 2 法第 125 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 37 条に規定する理由のうち、認定をしなかった理由となっているものを具体的に記載する。

別記様式第 33 号（令第 10 条関係）

認定協定の変更の認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）において定めた事項について下記のとおり変更があったことから、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 1 項の変更の内容が適当である旨の認定を受けたいので、同項並びに漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項並びに同条第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 その他参考となるべき事項

（備考）

- 1 漁業法施行規則（以下「規則」という。）第 35 条第 3 項において準用する同条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、申請書には次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - ① 変更の認定を受けようとする協定
 - ② 協定に参加している者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書類
 - ③ 申請に係る認定協定の変更が当該認定協定に定められた規則第 36 条第 2 号に定める協定を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書面
 - ④ その他農林水産大臣が必要と認める書類
- 2 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）法第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。

別記様式第 34 号（令第 10 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の変更の認定通知書

年 月 日付けで申請された認定協定の変更の認定については、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 3 項において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 125 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該変更の内容が適当である旨の認定をしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

（備考）

漁業法第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。

別記様式第 35 号（令第 10 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の変更の不認定通知書

年 月 日付けで申請された認定協定の変更の認定については、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 3 項において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 125 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により当該変更の内容が適当である旨の認定をしないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

2 認定をしなかった理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。
- 2 漁業法施行令第 10 条第 1 項において準用する法第 125 条第 1 項の規定に基づき、同条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 37 条に規定する理由のうち、認定をしなかった理由となっているものを具体的に記載する。

別記様式第 36 号（令第 10 条関係）

認定協定の軽微な変更の届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定
認定番号）において定めた事項について下記のとおり軽微な変更があったことから、
漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 2 項並びに漁業法施行規則（令和
2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、関係書類を
添えて届け出ます。

記

1 変更の内容及び理由

2 変更の年月日

（備考）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表
者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のも
のを記載すれば足りる。

別記様式第 37 号（令第 10 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の認定取消しに関する聴聞通知書

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）については、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、認定を取り消す予定である。

ついては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき聴聞を行うので、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

（1）予定される不利益処分の内容

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定の認定取消し

（2）根拠となる法令の条項

令第 10 条第 4 項

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 聴聞の期日及び場所

期 日： 年 月 日（ ）

場 所：（住所を記載）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（組織の名称及び所在地を記載）

5 陳述書の提出先及び提出期限

（1）提出先

① 送付先：

② 担当者：

③ 連絡先：

（2）提出期限

年 月 日（ ）まで

6 教示事項

行政手続法第15条第2項の規定による教示

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。
- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。
ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ① （聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合には、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。
- ③ 出頭者は、本人の印鑑を持参すること。

（備考）

- 1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 38 号（令第 10 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の認定取消通知書

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により聴聞を行った結果、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消すこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

2 認定を取り消した理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

漁業法施行令第 10 条第 4 項に規定する理由のうち、当該認定の取消しの理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 39 号（令第 10 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の認定取消しに関する聴聞の結果の通知書

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により聴聞を行った結果、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 4 項の規定に基づく認定の取消しは行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 40 号（令第 10 条関係）

認定協定の廃止の届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）について廃止したことから、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 10 条第 5 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

（備考）

- 1 漁業法施行規則（以下「規則」という。）第 35 条第 4 項の規定に基づき、届出書には届出に係る認定協定の廃止が当該認定協定に定められた施行規則第 36 条第 2 号に定める協定を廃止する場合の手続に従って行われたことを証する書面を添付しなければならない。
- 2 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。

別記様式第 41 号（法第 126 条関係）

認定協定への参加のあっせんに関する申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）について当該認定協定に参加していないものに対し当該認定協定を示して参加を求めたにもかかわらず、その参加を承諾しない者があることから、その者の承諾を得るために必要なあっせんを求めるため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 1 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 38 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（備考）

- 1 漁業法施行規則（以下「規則」という。）第 38 条第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、申請書には次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - ① 認定協定への参加を求める相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに採捕の状況を記載した書面
 - ② 当該相手方との交渉の経緯及びあっせんを求める理由を記載した書面
 - ③ 当該求めが認定協定に定められた規則第 36 条第 3 号に掲げる漁業法（以下「法」という。）第 126 条第 1 項の規定によりあっせんをすべきことを求める場合の手続に従って行われたことを証する書面
- 2 法第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。
- 3 上記 1 ①の書面は、別紙を参考に作成する。

(別紙)

認定協定への参加を求める相手方の氏名及び住所等

年 月 日

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	採捕の状況

(備考)

採捕の状況の欄には、認定協定への参加を求める相手方の採捕の状況が把握できるように、当該相手方の営む漁業の種類、当該漁業の種類が対象とする水域、水産資源の種類、その漁獲量（水揚量等）及び漁獲努力量（年間操業日数等）等を可能な限り具体的に記載する。

別記様式第 42 号（法第 126 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定への参加のあつせんをする旨の通知書

年 月 日付けで申請された協定への参加のあつせんに関する申請については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該認定協定への参加のあつせんをすることとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 協定の名称
（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定
- 2 認定協定への参加を求める相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあっては、名称 及び代表者の氏名）	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（備考）

漁業法第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。

別記様式第 43 号（法第 126 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定への参加のあつせんをしない旨の通知書

年 月 日付けで申請された協定への参加のあつせんに関する申請については、
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該認定協定への参加のあつせんをしないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

2 あつせんをしないこととした理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。
- 2 法第 126 条第 2 項に規定する理由のうち、当該あつせんをしないこととした理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 44 号（法第 126 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定協定への参加に向けた話し合いへの出席依頼書

〇〇より、 年 月 日付けで漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 1 項の規定に基づき、（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）への参加のあつせんの申請があり、同条第 2 項の規定に基づき、当該認定協定への参加のあつせんをすることとしたので、当該認定協定に参加している者との話し合いの場を作ることとしたため、承知の上、協力されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 45 号（法第 126 条関係）

認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）について当該認定協定の目的を達成するため必要な措置を求めるため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 3 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 39 条の規定に基づき、関係書類を添えて申し出ます。

（備考）

- 1 漁業法施行規則第 39 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき、申出書には次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - ① 講ずべきことを求める措置の内容及び当該措置を求める理由を記載した書面
 - ② 漁業法（以下「法」という。）第 126 条第 3 項の基準に該当していることを証する書面
 - ③ 当該求めについて認定協定に参加している者の全ての合意のあったことを証する書面
- 2 法第 5 条第 1 項の規定により共同申出の代表者を選定したときは、申出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。
- 3 上記 1 ①の書面は、別紙を参考に作成する。

(別紙)

講ずべきことを求める措置の内容及び当該措置を求める理由書

年 月 日

1 講ずべきことを求める措置の内容

2 当該措置を求める理由

(備考)

- 1 講ずべきことを求める措置の内容の欄には、大臣許可漁業における許可等の条件（（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項又は第 2 項）、公益上の必要による許可等の取消し等（法第 55 条第 1 項）、漁業権の条件若しくは取消し等の指示（法第 86 条第 3 項又は第 93 条第 4 項）又は漁業調整に関する命令（法第 119 条第 1 項又は第 2 項）の規定に基づく措置のうち、必要なものを根拠となる法の条項とともに、具体的に記載する。
- 2 講ずべきことを求める措置の内容の欄には、講ずべき措置の対象となる水域、対象となる種類の水産資源、対象となる種類の漁業等の措置の内容を具体的に記載する。

別記様式第 46 号（法第 126 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずる旨の通知書

年 月 日付けで提出された認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 126 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講ずることとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 協定の名称
（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定
- 2 講ずる措置
- 3 根拠となる法の条項

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 法第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。
- 2 講ずる措置の欄には、講ずる措置の対象となる水域、対象となる種類の水産資源、対象となる種類の漁業等の内容を具体的に記載する。
- 3 講ずる措置の内容が、認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出書において申請者が申し出た必要な措置と異なる場合には、上記教示文を

記載する。

別記様式第 47 号（法第 126 条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の目的を達成するために必要な措置を講じない旨の通知書

年 月 日付けで提出された認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 126 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 協定の名称

（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定

2 講じないこととした理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

（備考）

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により申請者により選定された代表者又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が指定した代表者のみ記載し、当該代表者に対して通知する。
- 2 法第 126 条第 4 項の規定に基づき、資源管理のために必要があると認める場合に当たらない理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 48 号（法第 127 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定協定の実施状況の報告依頼書

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 127 条の規定に基づき、（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定（協定認定番号）の実施状況について、報告を求める。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 49 号（法第 127 条関係）

認定協定の実施状況の報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の協定（協定認定番号）
の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 協定の名称
（例）（〇〇地区における）〇〇（水産資源）に関する〇〇漁業の資源管理協定
- 2 協定の実施状況

（備考）

- 1 協定の実施状況には、当該協定に参加している者の採捕の状況（当該認定協定の対象となる水産資源の漁獲量及び漁獲努力量等）、資源管理の取組の履行状況、当該取組の効果の検証結果等を具体的に記載する。
- 2 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により共同申請の代表者を選定したときは、申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の欄には、当該代表者のものを記載すれば足りる。